三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年八厘
七年を超え八年以下	年八厘五毛
八年を超え九年以下	年九厘五毛
九年を超え十年以下	年一分五毛
十年を超え十一年以下	年一分一厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分二厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分三厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分四厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分五厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分六厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分七厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十二日

財務大臣　菅　直人

農林水産大臣　赤松　広隆

「年二・八五パーセント」を「年二・九五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十二日

財務大臣　菅　直人

農林水産大臣　赤松　広隆

「年二・八五パーセント」を「年二・九五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

「年一分六厘」を「年一分七厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百二号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

「年五毛」を「零」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字三河内字本森乙八三六、乙八四四、乙八四七、乙八四九、乙八五〇、乙八五四の一五、乙八五四の一六、乙八五五の一、乙八五五の二、字古湯甲四二〇九の二、藤津郡太良町大字伊福字木庭甲一〇三八の一、甲一〇三八の二八、甲一〇三八の三二、字矢答甲一〇五〇の一一、甲一〇五〇の三九、甲一〇七八の一、甲一一〇八の二一、甲一一〇八の五三、甲一一〇八の五六、字木庭向甲一一二二の二

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁並びに関係市役所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　佐賀県神埼市脊振町広滝字池ノ平浦七九の一三八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町小塩字南赤尾一三二三、一三二九から一三三一まで、一三三四の四、一三三四の一一、一三三四の一二、字赤尾一三六三、字石工迫一八一六、一八二七の一、一八二七の二、字尻深一八三九の一、一八三九の二、一八四五の一、一八四六、一八四七、一八四八の一から一八四八の三まで、字鰻渕一八六七、一八七〇、一八七三の一、築上郡上毛町大字東上四二〇、四三〇から四三三まで、四三五の一